

インフルエンザによる欠席期間の報告書

保護者様

○インフルエンザと診断された場合は、学校へご連絡ください。

○インフルエンザの場合、以下の2つの条件を満たさなければ登校できません。

① 発症した後5日を経過している ② 熱が下がった後2日を経過している

○登校する日に、必要事項を記入したこの報告書とインフルエンザで受診したことを確認できる書類（お薬説明書、お薬手帳、検査結果など ※コピー可。受診日が分かるもの）を学校に提出してください。

※医療機関で書いてもらう必要はありません。ただし、欠席期間が発症した翌日より8日以上の場合は、この報告書ではなく「児童手帳」（医師の証明）の提出が必要です。

○この報告書は、本校ホームページからダウンロードできます。

雲雀丘学園小学校長あて

【インフルエンザ罹患者】 年 組 番 名前 _____

保護者名 _____

医療機関で
お聞きください

《例》	発症日	発症後、最低5日間は登校できません						
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	/
熱が下がった日に○			○	1日目	2日目		登校可能	
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27
熱が下がった日に○					○	1日目	2日目	登校可能
熱が下がった後2日を過ぎるまでは登校できません								

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/
熱が下がった日に○								

【受診日】 年 月 日

【受診した医療機関】 _____ 【インフルエンザの型】 A ・ B

裏面に「インフルエンザ罹患が証明できる書類をのりづけしてください。」

新型コロナウイルス感染症による出席停止の期間報告書

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」出席停止となります。

- 無症状の感染者は、検体を採取した日から5日を経過するまで出席停止です。
 - 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
 - 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算してください。
 - 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用は推奨となります。
 - 登校する日に、必要事項を記入したこの報告書と受診したことを確認できる書類（検査結果などのコピー等、受診日が分かるもの）を担任に提出してください。
- ※医療機関で書いてもらう必要はありません。ただし、欠席期間が基準より長くなる場合は医師の指示を仰いでください。**
- この報告書は、本校ホームページからダウンロードできます。

雲雀丘学園小学校長あて

【提出日】 年 月 日

【新型コロナウイルス罹患者】 年 組 番 名前 _____

保護者名（自筆）_____

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	
	発症日	療養期間					登校可能				
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
症状が軽快した日に○											

※「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」出席停止となります。

裏面に「新型コロナウイルスの罹患が証明できる書類をのいづけてください。」